

平成21年度（2009年度）第3回中野区都市計画審議会

会 議 録

平成21年（2009年）9月2日

中野区都市整備部

日時

平成 21 年 9 月 2 日(水曜日)午後 2 時 00 分

場所

中野区立商工会館 3 階 大会議室

次第

1. 諮問事項

(1) 東京都市計画公園の変更について(中野区決定)

[南中野公園の追加]

2. 報告事項

(1) 本町五丁目地内の公園整備計画について

3. その他

出席委員

矢島委員、戸矢崎委員、宮村委員、田代委員、高野委員、堀委員、福島委員、赤星委員、
吉本委員、武田委員、池田委員、鹿又委員、のづ委員、かせ委員、伊東委員、ひぐち委員

事務局

登都市整備部副参事(都市整備部経営担当)

河村都市整備部経営担当係長

幹事

石井都市整備部長、田中都市整備部副参事(都市計画調整担当)、滝瀬都市整備部副参事(交通・道路管理担当)、石田都市整備部副参事(公園・道路整備担当)、豊川都市整備部副参事(建築担当)、川崎まちづくり推進室長、松前まちづくり推進室副参事(拠点まちづくり担当)、秋元まちづくり推進室副参事(中野駅周辺整備担当)、角まちづくり推進室副参事(地域まちづくり担当)、上村まちづくり推進室副参事(地域まちづくり担当)、萩原まちづくり推進室副参事(地域まちづくり担当)(西部新宿線沿線まちづくり担当)、田中政策室副参事(企画調整担当)、高橋区民生活部副参事(産業振興担当)、

登副参事

それでは、開会前ですけれども、事務局から一言申し上げます。

本日の都市計画審議会につきまして、シティテレビ中野——これはケーブルテレビでございますが——のほうから撮影したいという申し出がございました。

規則によりますと、会議場において写真あるいは映画等を撮影する場合、あらかじめ議長の許可を得なければならないと定めております。初めに、会長のほうで本件の取り扱いについてご協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

会長

ただいま、事務局より撮影要請があった旨の報告がございました。本件の取り扱いについてどのようにするか、協議をしたいと思いますが、いかがいたしましょうか。異議なしでよろしゅうございましょうか。事務局のほうは何か追加で説明することはございますか。

登副参事

この種の撮影の場合、一般的には傍聴と同様という取り扱いにしております。撮影につきましては、会議の冒頭のみ認めまして、議長のほうでそれを許可するということが一般的でございます。本日の撮影要請につきましても、冒頭の撮影につきましては許可することといたしまして、本日の諮問事項がございまして、区長の諮問が終わった時点で撮影を終了していただくということでいかがでしょうか。

会長

今の事務局のご説明でいかがでございましょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

それでは、そのように決めますので、テレビ局の方を入場させてください。

登副参事

それから、本日、机の上に配付しておりますけれども、新しく用途地域図と都市計画概要図ができました。新しい用途地域図では、ご審議いただきました中野四丁目地区ですとか、東大附属中等教育学校周辺地区の高度地区ですとか、そういった変更した内容につきまして新たに今回盛り込んだということでございます。また、都市計画概要図につきましても、ご審議いただきました都市再開発方針等の変更につきましても、これは裏面になりますけれども、新たに載せております。ご確認をいただきたいと思っております。

それでは、定足数に達しておりますので、審議会の開会のほうをよろしく願いいたし

ます。

会長

それでは、ただいまから平成 21 年度第 3 回中野区都市計画審議会を開催いたします。

本日の会議でございますが、お手元の次第のとおり、諮問事項が 1 件、報告事項が 1 件でございます。おおむね 4 時頃を目途に進めたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、諮問をお受けいたしたいと思います。

登副参事

それでは、区長より会長に諮問文をお渡しさせていただきます。

区長

中野区都市計画審議会

会長 矢島 隆 殿

中野区長 田中 大輔

中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

1 東京都市計画公園の変更について(中野区決定)

[理由]

都市計画公園の配置及び既存樹木の保全について検討した結果、広域避難場所の防災機能の向上、景観の保全及びレクリエーション機能の創出を図るため、南中野公園を追加する。

(区長より会長に諮問文の手交)

区長

よろしく願いいたします。

会長

ただいま、区長さんから諮問をいただきましたので、早速諮問文の写しをお手元にお配りしたいと思います。

(諮問文の写し、配付)

登副参事

撮影のほうはこれで中止ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、諮問文もお手元に差し上げたかと思いますが、審議のほうを開始したいと思います。

最初の案件について、事務局からご説明をお願いいたします。

登副参事

それでは、本日の諮問事項となっております東京都市計画公園の変更につきまして、ご説明をいたしたいと思います。

本件につきましては、既に4月と7月でございますけれども、この審議会に報告しておりますので、内容についてはご案内かと思いますが、本日は都市計画案の諮問ということでもあります。同じ説明になることもございますが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、まず資料の表紙をめくっていただきまして、1 ページ目をごらんいただきたいと思います。1 番目、変更の概要でございます。東京大学教育学部附属中等教育学校一帯の広域避難場所内に都市計画公園を追加するというものでございます。

2 点目は都市計画の案でございます。

ページを開いていただきまして、2 ページになりますけれども、総括図というところがございます。追加する都市計画公園の中野区における位置を示しております。位置は地図の一番南側、下になります。丸い円で囲っておりますけれども、その中の赤い太線で囲まれた区域でございます。長方形の形になっておりますが、その土地でございます。

3 ページ目になります。追加する公園の内容を記載しております。都市計画公園でございます。種別は近隣公園、都市計画上の名称は第3・3・114号、南中野公園でございます。公園の位置は中野区南台一丁目地内、面積は約1ヘクタールでございます。備考欄には公園内の設置予定施設を記載しております。

区域は「計画図表示のとおり」と記載されておりますが、5 ページに拡大された計画図がございます。A3 版の横長のページでございます。都市計画公園計画図でございます。東大附属中等教育学校と東大海洋研究所一帯の用地の中の、これは南西の角になりますけれども、そこに配置するということでございます。太枠で囲っております。面積が約1ヘクタールでございます。

それから4 ページになりますけれども、都市計画案の理由を記載しております。これは

公告・縦覧した際に添付した理由書でございます。

理由でございますけれども、まず都市計画マスタープランにおきまして、南部地域のまちづくり方針として東大附属中等教育学校一帯の広域避難場所内に(仮称)南部防災公園を整備することとしております。

さらに「南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画」におきまして、広域避難場所の中核となる防災公園を位置づけるとともに、新たに導入した都市防災不燃化促進事業とあわせて、さらなる防災機能の向上を図るものとしております。

また、「中野区みどりの基本計画」におきましても、まとまりのあるみどりをつくるため、この広域避難場所内に防災公園の整備を位置づけているところでございます。

この東大附属中等教育学校一帯の広域避難場所における都市計画公園の配置、樹木保全を検討した結果、防災機能の向上、景観の保全、レクリエーション機能の創出を図るため、東大附属中等教育学校の樹木に囲まれたグラウンドを中心とした約1ヘクタールの区域に都市計画公園を追加する変更を行うというものでございます。

都市計画案の説明は、以上でございます。

1ページ目に戻っていただきたいと思っております。3番目になりますが、これまでの経過と今後の予定をごらんいただきたいと思っております。

本案につきましては、都市計画審議会等でご報告いたしました。また、地域説明会等も行いました。その上で7月に都知事同意をいただきました。その後、8月10日から24日までの2週間、公告し、縦覧をいたしましたが、意見の提出はございませんでした。なお、都市計画の決定日でございますけれども、一番下、10月初旬と記載しておりますが、答申いただければ速やかに決定したいと思っておりますので、この部分は答申後の決定(告示)というふうに訂正をさせていただきたいと思っております。

続きまして、角幹事のほうから、公園のイメージですとか、周辺のまちづくりとの関係などについて補足説明をいたします。

角副参事

資料を見ながらということですので、座ったまま失礼させていただきたいと思っております。

前回、この審議会では情報提供のお話ございました南台一・二丁目周辺地区の、これまで行ってきました主に防災まちづくりの取り組みについて、私のほうから補足報告をさせていただきたいと思っております。前方のスクリーンをごらんください。

まず初めに、今表記が出ました茶色の部分でございます。凡例にも書いてございますと

おり、こちらは方南通りとなっております。方南通りと、それから沿道の不燃化促進、延焼遮断帯の形成というところでの事業でございます。これはまだこちらの東大附属教育学校一帯が広域避難場所に指定される前のお話でございます。当時は広域避難場所となっておりました、こちらのほうが新宿になりますけれども、新宿中央公園方面、それから西側のほうに行って杉並区のほうには善福寺川とか蚕紙試験場跡地への避難道路としての整備を行ったというものでございます。こちらのほうにつきましては、方南通りと、その沿道 30 メートルの地域の不燃化を促進し、安全性の向上を図るとともに、こういったところからの街区の燃え広がりを止めるというところで、延焼遮断帯としての効果を高める取り組みでございます。

このため、昭和 60 年 11 月からこういった区域で最低限高度 7 メートルの指定を行い、あわせまして昭和 60 年から平成 11 年までの間、こういった地域の耐火建築物への建て替え促進事業を行ったというものでございます。その後、こちらのところで平成 10 年になりまして、東京大学附属中等教育学校一帯が東京都より広域避難場所に指定されたという経緯がございます。

続きまして、今表示されました、こちらの青い線で囲った部分、南台一・二丁目地区の防災街区整備地区計画というものでございます。こちらのところは、広域避難場所である東大附属中等教育学校周辺の南台一・二丁目の、赤く太線で表記してございますが、区画道路といまして、ここの避難場所への避難経路の確保ということで、主にこういった方南通り、それからこちらは中野通りになりますけれども、そういったところからこの広域避難場所に避難してくる方々の避難路の確保の整備を行っている事業でございます。主に南台二丁目の方につきましては、この中野通りからこちらの東大附属のほうに逃げ込む東西方向の避難路というのが弱かったものですから、こういったことで避難路の整備を進めているものでございます。

なお、こちらの合理的土地の利用というのは、こういったエリアで建て詰まりを防止するという意味で、建築敷地面積の最低限度を設けたというものでございます。

なお、この事業につきましては、地区計画を平成 12 年から定めておりますけれども、こういった道路の整備というのは平成 10 年度から先行して行っているものでございます。

続きまして、こちら、黄色で示した部分でございます。先ほどの南台一・二丁目の一部と、それから方南通りの北側にございます弥生三丁目、それから弥生一丁目も一部入りま

すけれども、こちらのほうは先ほどご案内させていただきました広域避難場所からおおむね 120 メートルの区域に対しまして、不燃化促進区域という位置づけをしています。

当審議会では 3 月に都市計画などの変更をいただいたものですが、まず、こういった広域避難場所の周辺 120 メートルのエリアの不燃化促進をするということで、この避難場所自体に火が来ない、もしくは輻射熱が来ないということで、避難場所の安全性を図る、もしくは途中の避難道路の安全性を図る、まち全体も燃えにくくしていくというような、不燃化促進の事業を新たに導入しているものでございます。このエリアにつきましては、先ほどご案内しました方南通りと同じく、最低限高度地区の 7 メートルの指定をして、それから防火地域への変更を行っているものでございます。

なお、建て替え促進事業につきましては、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間で想定しているという事業でございます。

最後、こちらの緑で囲った部分でございますが、きょう諮問をいたしております都市公園事業ということで、こちらの広域避難場所内に面積約 1 ヘクタールの防災公園を整備するというものでございます。こういった防災公園を整備することによりまして、こちらの避難場所のいざというときの防災活動拠点としての位置づけ、もしくは日常におきましてはみどりと憩いの場ということで、地域の環境保全、それから景観形成に資するものということで事業を行うこととしているものでございます。

以上、説明いたしましたとおり、区では主にこういった避難場所の周辺、南台一・二丁目地区におきまして、防災街区整備地区計画を決定し、広域避難場所に指定されております東京大学教育学部中等教育学校一帯を中心とした防災拠点の形成を目指しているということでございます。

補足説明につきましては、以上でございます。

続きまして、こちらのスライドをごらんください。参考資料ということで南中野公園の現段階での構想図ということで想定しているものでございます。先ほど説明させていただきました資料 3 ページの計画書の備考欄にございます内容をもとに、現段階での構想について図柄でお示ししたものでございます。

こちら、用地南側にあります既存の高木を生かし、なおかつ、こちら、既に西側道路拡幅のときに移植しております高木とあわせまして、災害時の拠点として機能できるような大きなオープンスペースとしての芝生広場を中心とした公園というものを想定しております。西側道路を拡幅整備しておりますが、こちら、歩道が西側にしかないものですから、

片側歩道となっておりますので、こういった防災公園ができたときには、公園側に遊歩道などの整備を行い、歩道兼用とした開放的な整備というものを構想してございます。

また、こちら側ですけれども、耐震性貯水槽というものを入れる想定でございます。こういった位置取りにつきましては、消防車両の散水が円滑となるよう、西側道路に面した位置という想定でお示ししてございます。

公園と学校の敷地でございますが、こちらについては管理上の問題を考慮し、一定程度のフェンスというものを設置しますが、こちらも広域避難場所に指定されているということでございますので、緊急時には行き来できるような何らかの扉というような設置が必要というふうに考えてございます。

なお、今後、具体的な公園整備につきましては、区民の方々、それから東京大学附属学校とも話し合いを行い、連携を取りながら進めてまいりたいと考えてございます。

補足説明については、以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明のありました内容を中心に、これに関するご質問等をいただければ、どなたからでもご発言いただきたいと思います。いかがでございましょうか。

のづ委員、どうぞ。

のづ委員

3 ページの備考のところには管理施設と災害応急対策施設というのが書いてありますけれども、今の映し出されたものの中には、芝生広場の横に、左上にちょっと四角い程度のもの、あれはトイレかなという施設がありましたけれども、防災倉庫的なものはここにはないんですか。

会長

どなたからお答えいただけますか。

石田幹事、どうぞ。

石田副参事

まだ具体的にどういう施設を盛り込むかというのは、今後、地域の方々とも相談しながら決めさせていただきたいと思っております。この絵は、ここに書いてございますように、現段階での構想図ということでございまして、今、委員ご指摘の、図面で言うと上側の長方形はトイレの印でございます。

会長

よろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでしょうか。

福島委員、どうぞ。

福島委員

今お配りをいただいている資料の3ページに——今、質問があったところと同じですが、備考欄のところに、休養施設、便益施設、管理施設と、こう書いてありますね。こういったものも具体的にまだ何もなっていないわけですね。これからですね。計画されるというのは。

それと、知りたいのは、修景施設と書いてありますけれども、どういったことを考えているんですか。

会長

2点ありますが、石田幹事、どうぞ。

石田副参事

この備考欄で書いてございますように、園路広場から始まりまして、具体的にどういう施設を盛り込むかというのは、今後、検討してまいりたいと思っているところでございます。

修景施設でございますが、都市公園法で修景施設とは何ぞやという規定がございます、例えば植栽とか池とか、そういった類のものが修景施設に入るわけでございます。したがって、植栽は多分必要条件だと思っておりますので、そのような観点でとらまえていただければと思っております。

会長

よろしゅうございましょうか。

では、どうぞ、関連して。

福島委員

それで気になりましたのは、この辺のまちづくりの中で景観を考えるということがかなり大きな要素として入っているように、先ほど思いましたけれど、公園を主体としてまちづくりの中の景観を考えるというのは、二丁目・一丁目あたりの建替え促進するときに、そのことまで含めた景観を考えるということですか。都市計画の中で考えられるということでしょうか。

会長

この点は？ 角幹事、どうぞ。

角副参事

今までなかった大きな公園というものが、この地域にできるわけでございます。そういった意味では、先ほども説明の中でご案内させていただきましたけれども、例えば南側に残っています樹木、ああいったものは既存の樹木を生かすということで、公園の整備をしていくというのが方向でございますので、みどりとか憩い、そういったものも今後のまちづくりの大きな要素として、地域の方々と話し合いを行いながら、まちづくりのほうにつなげていきたいと考えております。

会長

ほかにいかがでしょうか。

のづ委員、もう一度どうぞ。

のづ委員

今と関連するんですが。ということは、景観を残すときに、先ほど言った施設を上に乗せていくと、かなり防災の施設を盛り込むと狭くなってしまふようなところがあったとする場合、先ほど貯水槽を下につくるようなことをおっしゃっていましたが、地下を利用してそういう防災倉庫とかいうこともこれから考えていくということですか。それとも地下の利用は全く考えていないということですか。

会長

石田幹事、どうぞ。

石田副参事

貯水槽は当然ながら設けるとすれば地下に入りまして、地上部にはせいぜいマンホールしか出てこないわけです。ただ、防災備蓄については、どのような形態が可能なのか、これは他分野とも調整しながら、今後、検討してまいりたいと思っております。

会長

のづ委員、どうぞ。

のづ委員

ということは、地下化も考えられるということですか。

会長

石田幹事、どうぞ。

石田副参事

そういうことも含めて、どういうことが可能なのか、利用勝手のこともありますので、実際問題として何かあった場合に、そういうことも含めて検討してまいりたいと思います。

会長

ほかの点はいかがでしょうか。

田代委員、どうぞ。

田代委員

今、ご説明いただいたんですけれども、たとえ1ヘクタールといえども、中野区にとっては公園はかなり重要な施設となると思うし、また今ご指摘のように、防災等、非常に重要な役割になっているとわかるんですけれども、都市計画を決める段階において、これから、これからという内容のご説明であって、何をつくるのか、ある意味では基本的な事柄がわからないまま決めてしまうというふうなことに関して、私は若干不満があるんですけれど。

例えば絵として現段階での構想と、地元の人のご意見を伺いながらというような話がありましたけれども、市街地の中でこれだけの公園をつくって、それを中心にして景観形成とか、防災の拠点づくりとか、いろいろ考えていくんだとすると、先行的に公園の果たす役割というものをもう少し具体化した形でお示しいただいた上で、したがって、ここをこういうふう公園として考えたいというふうなご説明をいただきたいと思うんですが、まだ本当に内容についてはこれからということでしょうか。

会長

石田幹事、どうぞ。

石田副参事

今回、都市計画決定をさせていただきたいと思っております。それで具体的には、今度は都市計画事業としての都市計画公園事業でございます。そのときには事業認可という行為が出てまいりまして、そのときに具体の公園の基本計画、当然ながら周囲のまちづくりの一環とも含めまして、この公園のあるべき姿、いわゆる設計レベルの話を、時間的にも私どもが考えているスケジュール的にも十分時間がございますので、また別途——別途と言うと、またしかられてしまうかもしれませんが、その段階でお示しさせていただければと思っておるところでございます。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

これまで4月と7月に、南部防災公園の整備については、この審議会でも報告をさせていただいております。何回か、地域での説明会とか素案の説明会等で区民の方々からいただいた意見というのは、やはりかなり周囲地域の家屋が立て込んでいて、火災の起こる危険性が高い、いざというときに逃げ込むときに、今の施設だと万年塀等があってすぐに逃げ込めないというようなお話がございまして、すぐに、さっと、そういった避難場所に逃げることができる、もしくは災害が起きたときにも活動できるような大きなスペースが欲しいというのが、一番多かった意見のように思います。

そういった意見をいただきまして、今、芝生広場ということでお示しさせていただいていましたけれども、そういったご意見を反映させていただいているものというふうに考えております。

また、既存の南側の樹木ということで、先ほどご案内をさせていただきましたけれども、樹木につきましても、地域の方々には貴重なまちの財産だというような意見もいただいておりますので、これを残しながら、防災性も兼ねた公園整備ということで、この間ご意見をいただきながら、本日のイメージについてお示しさせていただいているという経過がございまして。

会長

いかがでしょうか。田代委員、どうぞ。

田代委員

確かに、手続上はそういうことだろうと思うんですけども、都市計画のこういった決定をする段階では、今のご説明だと、事業認可に当たっては、もっと詳しいことをつけ加えて出すということですかね。そうすると、ここではまだそういった内容については必要ないというふうなご説明のようにも受けとめるんですが、ちょっとそこだけ確認しておきたいんです。

もう一つは、確かにこれは1カ所ですけれども、中野の場合、これから幾つか防災公園の計画があるようなんですけれども、全体的なネットワークというのがものすごく重要だと思うんです。それをこの密集した市街地の中でどのように考えていって、それぞれ機能を特化させていくのかとか、そういった全体の方針は今現在ではお持ちでしょうか。

会長

2 つ、レベルの違う質問があったので、まず最初の都市計画決定と事業認可という関連だけについてお答えいただいて、2 番目の話は別途お答え願います。

石田幹事。

石田副参事

本件の都市計画公園としてのイメージでございますが、先ほどスライドでごらんになった、参考ということで出させてはいただいておりますが、当然、防災機能を有する公園ということでございますので、広い、いわゆる広場ですね。それと外周には、いわゆる樹林帯といいたいまいしょうか、緑地を設けると。その他、個々の施設については、トイレをどうしようかとか、その他便益施設をどうしようかということについては、今後、事業認可を取ってから、具体的に設計をしながら、こういう場をもって、ご説明、ご報告をさせていただきたいと思っております。したがって、全体の空間イメージということで、先ほどスライドでお示しさせていただいた、ああいったイメージを前提としていただいでよろしいかと思っております。

それが 1 点目でございます。

会長

1 点目、それでよろしゅうございますか。

2 点目も続けてお答えになりますか。どうぞ。

石田副参事

2 点目のご質問は、今後、中野区で公園をつくるときの全体の防災等のネットワークをどう考えるかというご指摘だったと思っております。今後、南部地域と呼んでいる地域では、何カ所か公園をつくりながら、都市計画マスタープラン並びにみどりのマスタープランでうたわれているようなネットワークをつくりながら、それぞれが機能分担をしながらやろうと思っておりますが、具体的にどういった機能分担をするかについては、今まさに検討し始めているというような状況でございます。

会長

よろしゅうございますか。

田代委員

1 つ、希望だけ述べさせていただきたいんですが、この審議会のマターというのは、確かにこの図にあるようなことを、これでよろしいかと決定するだけのマターですけれども、やはり非常に重要な決定をするわけですので、かなり具体性を持った内容について、信頼

できる情報でお示しいただいた上で検討していくということを、ぜひやっていただきたいという希望を述べさせていただきます。

会長

宮村委員、どうぞ。

宮村委員

私は基本的には賛成でございます。中野の場合は公園が非常に少ないということと、南部では特に不足しているという意味では、こういうまとまった公園ができるということは非常に大事なことだろうと思っております。

確かに、まだまだ決まっていないことがたくさんあるわけですが、この公園の計画が決まるということは、あわせて東大附属中等教育学校の再配置が行われるということで、結果として、ここの防災まちづくりの重要な部分を占める区画街路、東側とか南側とか北側の東大附属周辺の区画街路が、これによって具体的に事業ができるようになるという意味で、公園の決定ももちろんですけれども、地域のまちづくりにとって非常に有効ではないかと思っておりますので、賛成をしたいと思います。

会長

ほかにいかがでしょうか。

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

ちょっと確認になると思うんですけども、いわゆるこの計画は、東大海洋研究所、それから東大附属中等教育学校、それと一帯としたこの区域ですね、この広域避難場所としての機能を高めていくということですが、前から問題になっていたフェンスの問題であるとか、それから先ほどもあったんですが、万年堀の問題とか、それから施設の問題について、ここに書かれているいろんな施設、これをこの1ヘクタールの公園で全部解決するというのはなかなか難しい問題だろうと思うし、そうした場合に学校側との協議とか、こんなことも残っているんだろうと思うんですが、その辺の進捗についてはどうなんでしょうか。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

先ほど、宮村委員のほうからもご紹介がありましたけれども、実はこの防災公園を整備

するに当たりまして、東大との間で協定を結ばせていただいておりますが、その中ではこの敷地の東側の道路を一方後退して6メートルに拡幅するとか、そういった避難路の拡幅整備にもつながるといった内容でございました。

なお、今、かせ委員のほうからお話がありましたフェンスとか万年塀、それから学校施設との兼ね合いについてでございますが、まず万年塀につきましては、これは南側と東側、北側にもあるんですけれども、先ほど言いました道路の拡幅整備にあわせて、今の万年塀はすべて撤去いたします。それで東大とも一部協議をさせていただきながら、より安全な見通しのいい、さらに災害時には逃げ込めるような工夫を兼ね備えたネットフェンス等の設置の方向で話を進めていくという考えがございます。

それとあと施設の配置につきましては、先ほど石田副参事のほうからも紹介させていただきましたけれども、現時点での想定ということでお話をさせていただいております。こういった備考に掲げさせていただいている施設については、先ほどのスライドでイメージを示させていただきましたけれども、この想定であれば、この1ヘクタールの公園の中には機能として盛り込めるという想定でございます。

会長

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

心配なのは、1ヘクタールの公園ですよ。1ヘクタールの公園って、中野で言えば小さいほうじゃないですけども、防災広場としてはそう広いほうじゃないし、ここに建物やら植栽やら、いろんなものが入ってくると、実際に使える面積というのは相当小さくなってしまうと思うんですよ。

そうした場合に、全部ここに入れるというよりも、教育機関との関係もあるんですけども、例えば防災倉庫であるとか、それから緊急トイレであるとか、いろんな問題があると思うんですけども、教育機関の中にそういうものを、日常的にも使える施設として、防災時にはこれが大いに使われるというような、いろんな工夫、そういうようなことがやられれば、この1ヘクタールの公園というのは、もっともっと活用できるんだろうと思うんです。だから、その辺の詰め合わせといいますか、協議ですね、これが大事になると。その辺の見通しについてお聞きしたかったんですけどね。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

お手元に配付してございます資料の5ページのところに、今回、南中野公園の配置図ということでご案内させていただいています。A3横の資料でございます。こちらのほうをごらんいただきますと、太枠で囲ってある部分が、今回、公園として決定いたします、面積約1ヘクタールのところでございます。

その周辺の敷地を見ていただきますと、実は広域避難場所の指定というのは、現在のこの海洋研究所、それから教育学部附属中等教育学校を含めた面積約4.86ヘクタール、全体が広域避難場所としての指定を受けているものでございます。一部、校舎等があり、実際の物理的に避難できる面積というものは制限がございますが、いざとなったら、こういった1ヘクタールの防災公園、それからあと東大附属のほうのグラウンドとか野球場、こういったオープンスペースも活用できるというふうに考えてございますので、この1ヘクタールだけが逃げ込めるところかという、そういう想定にはなってございません。

なお、防災公園ということでございますので、より広く活動できるような芝生広場ということで、わかりやすく表現をさせていただいておりますが、現在では広くそういったオープンスペースを確保するというのを主眼に想定をしているという状況でございます。

なお、東大附属のほうの教育施設につきましては、今年度から基本計画、それから来年度実施計画、それから工事着工というふうに聞いてございますので、そういったスケジュールとの兼ね合いもありますが、区として防災公園の整備というもののたたき台を示しながら、東大とも協力して、よりよい施設配置になるような話し合いについて、遅れなく検討していきたいと考えてございます。

会長

よろしゅうございましょうか。

伊東委員、どうぞ。

伊東委員

2点、お伺いいたします。

先ほど説明の中に、この防災公園の西側に園路として西側道路、東側部分にない歩道を補完するような園路を確保するというお話で。確かに、東側については歩道がない状況ですけれど、公園内に園路ができるということは、西側道路の約半分に歩道状の空間ができる。残る半分は相変わらず東大の中等学校が占めているわけですが、先ほどの学校側との協議の中で、その西側道路に隣接する部分に学校側の協力を得て、そうした歩道状空

地を確保するという話はあるのでしょうか。先に西側道路については都市計画決定されて、道路整備が進んだわけですが、その場合にあって、その道路の東側には歩道状の歩道を確保してなかったという経緯があるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

先ほど、スライドのほうでお示しさせていただいたのは、今現在、西側道路については、西側の片側しか歩道が整備されていないということでございますので、公園敷地内にはそういう歩道を兼ねたオープンスペースを整備するという事で、構想としてお示しさせていただきました。というのは、日頃はそういった歩道にも使えますし、いざというときの災害物質の受け入れなど、そういったオープンスペースを使いながらできるという想定もありましたので、ああいった形でお示しをさせていただいたということでございます。

なお、西側道路の片側歩道の件につきましては、昔、6.5メートルだったものを9.5メートルにして相互通行するというような計画になってございます。そういった中で相互通行するという中では、片側しか歩道を整備することができないというのが現状でございます。なお、今現在、その東大附属の敷地内に歩道をつけるというような話し合いはしていないというのが現状でございます。

会長

伊東委員、どうぞ。

伊東委員

私なんか、てっきり、この先、公園の整備とあわせて、また学校側の協力を得て、歩道状の空地を西側の上部にも確保できるのかなと。これだけの広さを持つ公園を利用するに当たって、南側は既存の樹木を保全するという事で、要するにメインの出入口は南西の隅、あとは歩道のない道路になってしまうので、西側道路からアクセスしようと思うと、どこか必ず横断歩道を確保して、そこを渡ってからしか、この公園にアクセスできないのが、平時の利用の仕方になるんじゃないのかなと、そういう危惧がされたもので指摘させていただきました。道路も都市計画の一部でありますので、その辺との関連についてお伺いさせていただきました。それはそういうことで、あとは行政側のご努力を期待したいと思います。

それと、もう1点だけお聞きしたいのは、これは都市計画には余り関係ないんですけど

ど、貯水施設を敷地内に確保するという事らしいですけど、先ほどのご説明ですと、消防水利のためのこれは貯水施設ですか。非常時の飲料水を確保するための貯水施設というものは、今回考えていないんですか。

会長

石田幹事、どうぞ。

石田副参事

東京都の窓口は水道局でございます、水道局さんのほうで、私ども大体の確認はしておるんですが、いざという場合の飲料水確保については、この中野区域は所定の容量といえますでしょうか、満たしているということでございますので。今回、設置するというのは、あくまでも消防水利、水利上のいわゆる貯水槽という意味で、今とらまえているところでございます。

会長

よろしゅうございますか。

ひぐち委員、どうぞ。

ひぐち委員

先ほどご説明がありましたけれども、来年度着工するというお話をしていました。現在、見ますと、東大附属の体育館がまだ建ってまして、これを除去しないと現実には公園の工事ができないという状況ですけども、その体育館は新しい体育館をつくって除去するという方法になるかと思うんですが、その辺は着工から完成というのはいつ頃になりそうなんでしょうか。

会長

角幹事。

角副参事

今ご指摘のありました東大附属の体育館の移設の件でございますが、実は東大との話し合いの中では、おおむね平成 22、23 年で移設をして除去するという話になっていますので、公園本体工事の今現在想定しているスケジュールにつきましては、平成 24 年度の整備工事という予定がございます。ですから、平成 24 年度に公園の本整備を行う前に、その体育館の新築をしていただいて、今ある体育館の取り壊しをお願いしているというようなスケジュールで、東大との話し合いをしているところでございます。

会長

ひぐち委員、どうぞ。

ひぐち委員

そうしますと、24年度までは全くその空地というのは使わないということで考えてよろしいんですか。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

この公園予定地には、ほかにも野球場等がございます。今回、東大との協定の中でも、東大附属の教育活動の妨げにならないようにということで、まずは既存の施設を新しいところに移設しまして、順次、完成次第除去していただくという予定になっておりますので、そういった施設が動いたあとに、平成24年度に公園の整備をするというスケジュールになってございます。

会長

ひぐち委員、どうぞ。

ひぐち委員

その南中野公園の暫定的な利用というのは何か案があるのでしょうか。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

今現在、この南中野の公園予定地につきましては、東大の教育施設、野球場とか体育館があるわけでございます。したがって、そういった施設を新築移設して除去しない限りは、この用地についての暫定の利用というのでもできません。ですから、今現在はそういった暫定整備については想定をしていないということでございます。

会長

ひぐち委員、いかがでしょうか。

ひぐち委員

結構です。

会長

それでは、ほかにいかがでしょうか。

田代委員、どうぞ。

田代委員

大分いろいろ今の質問とか質疑で、内容について具体的にお答えいただいて、ある程度はっきりしてきたんだろうと思うんですけど、私、基本的にはこういった公園を拠点にしてまちをつくっていくことに対しては賛成でございまして、この提案は賛成でございませう。

ただ、手続上、今のような1つ1つの質問が出てきて、そのつど、そのつど出てきて、やっと全体像がわかってくるというふうな示し方ではなくて、ある程度もう少し具体的な事柄がわかるような形で最初にお示しいただくと、非常にいいんだろうと思うんですね。ですから、そういった形で出していただくといいということで、私、先ほど要望を申し上げたんですが、この絵を具体的に考えていくと、まだまだ実際の事業をやっていく上では、相当クリアしなければいけない課題がもっとたくさんあると思います。

例えば東京大学附属の学校が施設の再配置とかいうことを考えていったときに、周りがどうなっていくのかというふうな事柄、それから将来にわたって、このあたりの周辺の市街地がどうなっていくかということを含めた上で——これは近隣公園ですので、公園単体の問題として議論するのであれば、それでいいんですけども、基本的にはこれを中心にしたまち全体の話ですから、その関連性を常に意識した形でご検討いただきたいと思っております。

そういう意味で言うと、今までの議論の中でやった、この公園自体の位置づけというのが、道路と公園だけがきちんと何かつながっているようなことでして、将来の利用に当たっての、中の人々の利用とか、そういった事柄に対して見えない部分が相当あります。ですから、そこも含めた形で、今後、十分、近隣の中心的な施設としての公園の整備ということを進めていただきたいと思っております。

会長

以上の点は、都市計画という段階と、それをさらに具体化して事業をしていくという段階で、どうしても時間的なずれがあるということで、都市計画段階でできるだけ細部まで詰めれば、それが一番いいことですが、なかなか手順上そうもいかないことも多いということでございます。今各委員からいろいろご指摘のあった中で大事なことは、この都市計画審議会が一度決定したものが事業化されていく段階で、その後どうなったかというフォローアップができるということが大事な事柄ではないかと私は思いますので、今ご指摘のあったような、なるべく細かく詰めて、いろいろな細かい説明まで含めて、できる

だけこの場で審議会の場で諮るといふ点と、もう一つ、フォローアップという点、これをしていただけると大分違うのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひいます。

ほかにいかがでしょうか。

池田委員、どうぞ。

池田委員

防災公園については私も賛成なので、特にないですが、前回は質問したんですが、現在もこの防災公園の周りは広域避難場所になっていて、現在、東側の人たちが逃げ込むためには、万年塀を乗り越えて逃げ込むか何かしないとできないということですね。夜間は特に、方南通りの正面玄関の鍵をあけて逃げ込むようなことをおっしゃっていたんですが、何かそういうのもう少し、防災公園の事業が進む段階で途中でも改善できないのでしょうか。例えば万年塀を1カ所通れるように東大と協議してやるとか。

要するに、この防災公園ができるまでは、とにかくその人たちは、そこへ逃げ込むことには非常に苦労して逃げ込まないとならないというのは、何かちょっとおかしいような気がしているので、その辺が何か、もう少し防災公園の事業が進捗する段階で早めの手当てができないのかというのは、ちょっと心配しているんですが。

会長

途中段階での利用方法ですね。

角幹事、どうぞ。

角副参事

今お話しいただきました東側道路、今、万年塀がございまして、実は東側の道路はさらに段差がございまして。あと、現況道路が4メートルという制約もございまして、今の段階で、例えばの話ですが、万年塀1個分を出入口として逃げ込めるようにということも、想定はできるかと思うんですが、そうすると逆にボトルネックじゃないですが、大勢の方が避難すると、そこで怪我をしてしまうとかいうようなこともございまして。今後、東京大学のほうとは、教育施設の配置だとか公園の配置だとか、当然検討する機会がございまして。そういった機会をとらえまして、この本整備が行われるまでの間についても、東側道路とか、その他の出入口、避難方法についても検討させていただいて、安全性を確認した後に、できるところからそういった取り組みを進めていきたいと考えてございまして。

会長

ほかにかがででしょうか。

ほかにご質問等なければ、本件、東京都市計画公園の変更についてお諮りいたしたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

それでは、ご意見がなければ、お諮りいたしたいと思います。

東京都市計画公園の変更(中野区決定)について、案のとおり了承することによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

ありがとうございました。

ご異議がないようなので、そのように決することにいたしたいと思います。

なお、今のご審議の中でも、都市計画審議会の審議のやり方、あるいはその後の事業との関係について、いろんな方からご質問があったと思うんですね。また、前回の審議会では伊東委員から、あのときはたしか都市計画マスタープランに絡んで、その後、都市整備が動いていくけれども、それとの関係を、この都市計画審議会はどう持つのかというふうな趣旨のご質問があったと思います。

その点についても、時間的に見ますと、審議会でマスタープランを決定して、具体的な公園整備なら公園整備、道路整備なら道路整備、その前段で道路と都市計画決定、公園と都市計画決定、そういうふうになっていくものであると思いますので、ひとつ都市計画マスタープランのフォローアップというのも含めて、できるだけいろんな情報が多角的にこの審議会の場に提供されるように、ご努力をお願いしたいと思います。

そういう意味では、きょうパワーポイントを使ってのご説明は、過去にこんな事業が行われた、今ここまでやっている、今回はこの公園をやるというふうに、時間的に重ねていただいたし、空間的にも単なる公園の周りだけじゃなくて、もっと広い範囲を説明していただいたし、ああいうのも1つの工夫だろうと思いますので、その辺は大変よかったと思いますが、先ほどの田代先生、あるいは前回の伊東委員のご質問を踏まえて、さらに計画と事業というふうな観点から、うまくフォローができるように、ひとつご努力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に報告事項にまいりたいと思います。

本町五丁目地区の公園整備計画について、角幹事からご説明をお願いいたします。

角副参事

それでは、お手元にお配りしております資料の6ページをごらんいただきたいと思えます。本町五丁目地内の公園整備計画について。こちらは本日初めて報告する案件でございます。

まず、用地の位置を説明したいと思いますので、1ページおめくりいただきまして、7ページをごらんいただきたいと思えます。地図、上面が北側になってございまして、上のところには東西に線が入っております、こちらはJR中央線となっております。中野駅のところからずっと南側に下っておりますのが中野通りでございます。真ん中のところの黒マル部分に「(仮称)本町五丁目公園」と書いてございます。中野通りに面し、それから第二中学校の隣にあります、面積約1.19ヘクタールの公園予定地でございます。

6ページにお戻りいただきたいと思えます。こちらの公園の概要についてでございますが、こちらの用地は平成20年度に中野区土地開発公社のほうで先行取得しております本町五丁目用地、元NTT社宅でございますが、この用地を防災機能を有するみどり豊かな公園として整備するものでございます。これらにつきましては、都市計画マスタープランにおきましても、本町地域を含む中南部地域のまちづくりの方針の中で、同用地を活用し、防災公園の整備やまちづくりを進めることという位置づけがございます。用地の周辺につきましては、木造住宅の割合が高い街区があることや、それから幅員4メートル未満の道路が多くあるなど、防災上の課題もございます。こういった公園整備とあわせて、防災まちづくりについても今後検討を進めていく予定でございます。

続きまして、2番目、(仮称)本町五丁目公園の整備内容についてでございます。現時点での考えは、公園は災害時の活動の場となる広場を主体に、耐震性の貯水槽の設置など、防災機能をあわせ持つ整備内容を想定しております。公園の外縁部には樹木を配し、かつ公園の設計につきましてはユニバーサルデザインに配慮するなどの公園整備内容を想定してございます。

公園の位置につきましては、先ほどご案内させていただいたとおりでございます。面積、約1.19ヘクタール。公園計画の内容につきましては、近隣公園ということでございます。園路及び広場、それから防災施設では耐震性の貯水槽など、それから修景施設として植樹、それから休養施設ではベンチ、それから便益施設、トイレとか水飲みとかの内容のものを現時点では想定しているものでございます。

3番目の今後の予定でございますが、本日、都市計画審議会のほうに、今後こういった

本町五丁目地内に公園整備計画をするということで、ご報告をさせていただきました。この後、都市計画の素案というものをまとめまして、10月下旬頃には住民の方々への説明会を開催し、その後、11月頃には都市計画案を東京都のほうに協議をしてみたいと考えてございます。そういった協議、検討内容につきまして、次回の11月に行われます都市計画審議会のほうにご報告をさせていただき、12月頃には都市計画案の公告・縦覧の手続きを経て、翌年1月に行われます都市計画審議会のほうに、公園整備計画についての諮問をさせていただきたいと考えてございます。

報告については、以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

池田委員、どうぞ。

池田委員

6ページの2の整備内容のところの文章ですけれども、「公園の周囲は、みどり豊かな樹木を配し」ということで、先ほど南中野公園で見せていただいたように、多分防災公園のイメージで、周囲はみどりで囲って、真ん中は芝生広場だというふうな意図をしているんだと思うんですけれども、要するに公園の真ん中には樹木は植えないとか、そういうように受け取れるわけですね。

先ほどの南中野公園のときも、そういう意味でちょっとあれがあったんですけれども、防災公園というのは、災害時、地震とか大火事があったときというのは、何年に1回か、何十年に1回かのことだと思うんですよ。でも、ふだんは近隣公園に使うわけですし、余りその広い広場で、真夏のときに炎天下だと……。平和の森公園をご存じかどうか知らないですけど、あそこに行って広い芝生のところに行くと、真夏の炎天下にはだれ1人いないんですよ。暑くて。やはり多少の日影ができるところを考えていただいたらいいんじゃないかと思うんですよ。防災公園としては、その警大跡地にできる防災公園と全然イメージが違うんですね。警大跡地は逆に日陰がありすぎて困るというようなご質問もあったんですけれども、ただ、ある程度やはり……。周りだけ植えて、真ん中は全部芝生で、人が収容できればいいやという、そういうのじゃないほうが。ちょっとその辺もよく考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思いましたので、その辺、ご意見があればお聞かせ願いたいと思います。

会長

この点は？

石田副参事

確かに、今、委員ご指摘のとおり、平時の使い方、災害時の使い方を、どうやって公園として具体化していくかというのが、私たちも絶えず悩む問題でございます。今、委員ご指摘の、確かにだだっ広い広場だけでは、公園利用者からもそんなに魅力のある公園だというふうにならないのかもしれませんが。そういったことも含めまして、みどりのボリュームのあり方、みどりの配置のあり方等についても、十分今後検討していきたいと思っております。

会長

ほかにいかがでしょうか。

のづ委員、どうぞ。

のづ委員

2番のところに「ユニバーサルデザインに配慮した整備」とありますけれども、これは具体的にどういうことを指しているのか。ここ、場所的に高低差がありますので、それも含めてのことなのか、具体的なことがありましたら教えていただきたいのと、もう一つ、公園の計画内容の案のところに書いてある近隣公園のもう一つの行ですけれども、先ほどのことと比べると、逆に管理棟とか災害応急の対策の施設というのがないですけれども、それは逆に二中が近くて、二中にそういう設備があるので、あえてつからないという意味でしょうか。お答えいただきたいと思います。

会長

2点ありましたが、よろしく申し上げます。

角幹事。

角副参事

まず、「ユニバーサルデザインに配慮した」というところでございますが、今、委員からご指摘いただきましたとおり段差等がございます。まずはそういった出入りへの工夫、それからあとトイレとかいろいろな付帯の施設がありますけれども、そういったものの使い勝手もよくするというところで、「ユニバーサルデザインに配慮した」という想定で掲げさせていただいているものでございます。

それと防災施設につきましては、避難場所に指定されております第二中学校が近接して

いるということでございますので、今後、防災分野とも検討を行いまして、いざというときの避難場所としての機能の役割分担というものも詰めていかなければいけないと思っております。そういった意味で、こういう防災施設という、あらあんな書き方ですけども、掲げさせていただいているものでございます。今後、検討を進める中で、そういった役割分担、それからこの公園に具体的に入れていく機能につきましては、それもあわせまして報告をしていきたいと考えてございます。

会長

もう一つの点は特によろしゅうございますか。

角副参事

今の防災施設については、隣にあります第二中学校との役割分担の中で検討を進めさせていただきたいと考えております。ユニバーサルデザインについても、高低差があるということで、出入りの工夫だとか施設については配慮するというものでございます。

会長

のづ委員、どうぞ。

のづ委員

管理についても二中と話し合いの上ということですか。

会長

先ほど、管理棟がないというご指摘があったから、その部分についてのお答えがないというご指摘だと思います。

角副参事

管理については二中と一緒にということではございません。この公園をつくるに当たって、そういった管理の施設というのは今のところ想定しておりません。二中とは、公園ですので、二中との管理は分けるということと、この公園施設自体にそういった管理の施設を入れるという想定は、現在のところしていないというものでございます。

会長

のづ委員、どうぞ。

のづ委員

ちょっと前後しますけれども、東大の場合の管理というのはどういうことを指しているんですか。

会長

石田幹事、どうぞ。

石田副参事

今の委員のご指摘の、言葉の読み方ですが、6 ページ目でございます。公園計画内容(案)で、「園路及び広場」で始まりまして、ここに管理施設が入っていないじゃないかというご指摘でございますよね。公園施設の中で、いわゆる管理施設といいますのは、例えば照明灯でありますとか、排水施設、雨水とか汚水とか、要するに公園施設としての管理施設という意味でございます。

したがって、この6 ページ目に細かく書いてございませませんが、修景施設、休養施設、便益施設等ということで、本当にあらっばい言い方で申しわけないんですが、公園の設計に際しては、当然そういった公園の施設とか出てまいりますので。ただ、管理棟という建物を建てるかどうかは、また今後の運営の中で、その必要論も含めまして検討してまいりたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。

ほかの点、いかがでしょうか。

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

ちょっと気がかりなんですけれども、そしてまた審議会で聞くのもどうかなという気もするんですが、心配なのはこの財源問題なんです、この財源はどうなっていますでしょうか。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

まず、用地取得につきましては、国庫補助、それから東京都の都市計画交付金の補助金というのを想定しております。例えば用地費につきましては、国の国庫補助が3分の1出ます。残りの3分の2について、その25%が都市計画交付金ということで、東京都のほうから入ります。残りの75%については、区のほうで起債をするわけなんですけれども、その起債につきましては、都区財政調整制度のほうでおおむね4年で繰り入れされるというような想定でございます。

用地取得についての財源の想定というのは、以上でございます。

会長

かせ委員、どうぞ。

かせ委員

財源の構成といいますか、今おっしゃったんですが、具体的に額ですね。それから、これは今後定期的に……。一括して買うわけじゃないんですよね。分割して買っていくということですけども、そのスケジュールなんかはどうなっていますか。

会長

角幹事。

角副参事

まず、補助制度の概略について説明をさせていただきました。なお、今回、こちら、昨年、平成 20 年の 11 月に用地取得をしているわけですけども、139 億円という取得費でございました。そういった額でございますので、区の財政計画としまして、平成 22 年度から 26 年度までの 5 カ年で分割して取得していくという計画でございます。

会長

よろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでしょう。

池田委員、どうぞ。

池田委員

ちょっと確認ですけど、たまたま今回一緒に出ている南中野公園というのがあるわけですけども、南中野公園は広域避難場所の中につくる防災公園、それからこれは単純に防災公園だけということですが、この 2 つにかなりの違いがあるのか、大体同じようなものなのかというのを教えていただけるとありがたいんですが。

会長

石田幹事、どうぞ。

石田副参事

今のご指摘の広域避難場所という考え方でございますが、中野区では地域防災計画を策定しておりまして、東京大学附属中等教育学校一帯というのは、地域防災計画で現在当然ちゃんとした位置づけがされております。NTTの跡地といいましょうか、これについてはまだ現時点では地域防災計画の位置づけはされておられませんので、言葉上、ぼやっとした言い方になっております。

いずれにしても、東京都と地域防災計画の見直しが5年ごとに行われると聞いておりますので、しかるべきタイミングでもって、その辺の見直しをしていくのかなという気はしております。区の中で具体的にしからばどうするんだとか、そういうアクションプランニングはまだ持ってはおりませんが、そういう意味でとらまえていただければと思っておるところでございます。

会長

角幹事、どうぞ。

角副参事

実は広域避難場所の指定というのは、東京都のほうで5年ごとに指定をしているというものでございまして、今、石田副参事のほうから説明させていただきましたとおり、現在、この本町五丁目の用地については、広域避難場所の位置づけがないものです。区では防災公園というのは、今現在、広域避難場所内にある公園ということで言っておりますが、そういった意味ではこの(仮称)本町五丁目公園は、防災機能を持った公園ということでございます。

ただ、この本町五丁目の公園を予定しておりますところの、例えば周辺地域の不燃化等ができて、一定程度の避難有効面積が確保されれば、(仮称)本町五丁目公園も東京都のほうからもそういった広域避難場所の指定を受けるということが可能ですので、今後のまちづくりの中でもそういったことを検証していきたいと考えております。

会長

何か。

池田委員

広域避難場所というのは、NTTは1.1ヘクタールぐらいということで、もっと面積がないといけないのかと思ったんですが、今はそういう面積的制約というのは余りないんですか。

会長

角幹事。

角副参事

東京都では広域避難場所の指定というのは原則10ヘクタールでございます。ただ、市街化された区域においては5ヘクタール程度でもよいという要件がございまして、まさに先ほどご案内させていただいた東京大学附属というのが面積約4.86ヘクタールですから、そ

ういった基準になるというものでございます。面積要件としては最低5ヘクタール程度というのが現状でございます。

会長

ほかはいかがでしょうか。

それでは、このあたりで本件の報告事項に関する質疑を終了いたしたいと思います。

議題の3になりますが、その他という部分で、これは次回の予定その他でございます。

事務局からご説明をお願いします。

登副参事

次回の審議会でございますけれども、本日ご報告申し上げました、本町五丁目の公園整備計画及び中野駅周辺地区に関するご報告を考えているところでございます。

開催日につきましては、11月17日、火曜日の午後2時半からを予定しております。場所につきましては、議会の関係で委員会室がどうも取れそうもないということですので、別途ご通知申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

会長

ほかはよろしゅうございましょうか。

それでは、これをもちまして本日の審議会は閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。